

2 富山県公共測量作業規程

共通仕様書第2条に記載されている公共測量作業規程については、「富山県公共測量作業規程」（平成20年8月26日付け国地第426号国土交通大臣承認）によるものとする。

富山県公共測量作業規程

富山県公共測量作業規程は、作業規程の準則（平成20年国土交通省告示第413号）を準用する。
この場合において、準則の第1条第1項中「準則」とあるのは「規程」と、「第34条」とあるのは「第33条第1項」と、同条第2項「準則」とあるのは「規程」と読み替え、「規程は、」の下に「富山県が行う」を加える。

第2条中「公共測量」とあるのは「この規程を適用して行う測量」と、第3条第2項中「準則」とあるのは「規程」と、第5条第3項第二号中「準則」とあるのは「規程」と、第7条中「準則」とあるのは「規程」と、第8条第1項中「準則」とあるのは「規程」と、第17条第1項中「準則」とあるのは「規程」と、同条第2項中「準則」とあるのは「規程」と、附則中「準則」とあるのは「規程」と、附則中「平成20年4月1日」とあるのは「承認日」と、それぞれ読み替えるものとする。



国国地第426号

公共測量作業規程変更承認書

富山県知事

平成20年8月6日付け建技第379号で変更申請のあった富山県

公共測量作業規程は、測量法（昭和24年法律第188号）第33条第1項

の規定により承認する。

平成20年 8月 26日

国土交通大臣

